

株式会社レリアンに対する勧告について

令和2年2月14日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社レリアン（以下「レリアン」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）、同項第3号（下請代金の減額の禁止）及び同項第4号（返品の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第1項及び同条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	3010901012981
名称	株式会社レリアン
本店所在地	東京都世田谷区瀬田五丁目39番20号
代表者	代表取締役 小谷 建夫
事業の概要	女性向け既製服等の小売業
資本金	6億円

2 違反事実の概要

- (1) レリアンは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、消費者に販売する女性向け既製服等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) レリアンは、下請事業者に対する下請代金を自ら又は株式会社三景（以下「三景」という。）を通じて支払っている。
- (3) レリアンは、下請事業者に製造を委託している商品の一部について、顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っていたため下請代金の支払期日が定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるところ、平成30年11月以降に下請事業者から受領した給付の一部について、当該下請事業者に対し、当該期日の経過後なお下請代金を支払っていない。未払額は、総額1億7015万8471円である（下請事業者10名）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室

電話 03-3581-3374（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(4) レリアンは、次のアからエまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額14億9105万8351円である（下請事業者13名）。

ア 「マークダウン等による値引き」^(注1) の額（平成30年11月から令和元年10月まで）

イ 「手数料」^(注2) の額（平成30年11月から令和元年12月まで）

ウ 「金利」^(注3) の額（平成30年11月から令和元年10月まで）

エ 下請代金を三景を通じて下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、三景が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額（平成30年11月から令和元年10月まで）

(5)ア レリアンは、下請事業者から商品を受領した後、当該商品が売れ残ったことを理由として、平成30年11月から令和元年10月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。返品した商品の下請代金相当額は、総額6億5533万1070円である（下請事業者13名）。

イ レリアンは、一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。

(6) レリアンは、いまだ前記(4)アの額に係る減額行為及び(5)アの返品行為を取りやめていない。

(7) レリアンは、令和2年1月10日、下請事業者に対し、前記(4)の行為により減額した同イからエまでの額及び前記(5)イの行為により負担させた送料の額を支払っている。

3 効力の概要

(1) レリアンは、下請事業者に対し、前記2(3)の行為によりいまだ支払っていない下請代金及び下請法第4条の2の規定による遅延利息を速やかに支払うこと。

(2) レリアンは、下請事業者に対し、前記2(4)の行為により減額した同アの金額及び2(6)の行為により減額した金額を、それぞれ速やかに支払うこと。

(3) レリアンは、下請事業者に対し、前記2(5)ア及び(6)の行為により返品した商品について、返品後再び引き取ることができる商品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払う等の対応を採ること。

(4) レリアンは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(3)の行為が下請法第4条第1項第2号の規定に違反するものであること。

イ 前記2(4)及び(6)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。

ウ 前記2(5)ア及び(6)の行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること。

工 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと。

- (5) レリアンは、今後、下請法第4条第1項第2号、第3号及び第4号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (6) レリアンは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
ア 前記(1)から(5)までに基づいて採った措置の内容
イ 前記2(7)の対応を採ったこと。
- (7) レリアンは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
ア 前記(1)から(6)までに基づいて採った措置の内容
イ 前記2(7)の対応を採ったこと。
- (8) レリアンは、前記(1)から(7)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

(注1)「マークダウン等による値引き」 セール時に自社の店頭小売価格を引き下げるマークダウンの原資とするなどのために徴収した金銭のこと。

(注2)「手数料」 下請代金を三景を通じて支払うことに伴い徴収した金銭のこと。

(注3)「金利」 下請代金を手形払の満期相当日に現金で支払う方法（期日現金払）を探ったとき、当該満期相当日より早く下請代金を支払うことに伴い徴収した金銭のこと。

(株)レリアン（親事業者） (女性向け既製服等の小売業)

下請取引の内容

消費者に販売する女性向け既製服等の製造委託



違反行為の概要

- ① 消化仕入取引を行っていたところ、下請代金の支払期日（注1）の経過後なお総額約1億7015万円の下請代金を支払っていない（注2）。
- ② 「マークダウン等による値引き」、「手数料」、「金利」などとして、総額約14億9105万円を下請代金の額から減額（注3）した。
- ③ 売れ残ったことを理由として総額約6億5533万円の商品を返品（注4）した。

勧告内容



- 未払の下請代金及び遅延利息を支払うこと
 - 減額した金額を支払うこと
 - 返品した商品を再び引き取ること
 - 今後、支払遅延、減額及び返品を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- など

下請事業者（13名）（注5）

（注1）顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引では、下請代金の支払期日があらかじめ定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日とみなされる。

（注2）下請法は、下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないことを禁止している。

（注3）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

（注4）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。

（注5）違反行為①の支払遅延は、下請事業者13名のうち10名に対して行われていた。

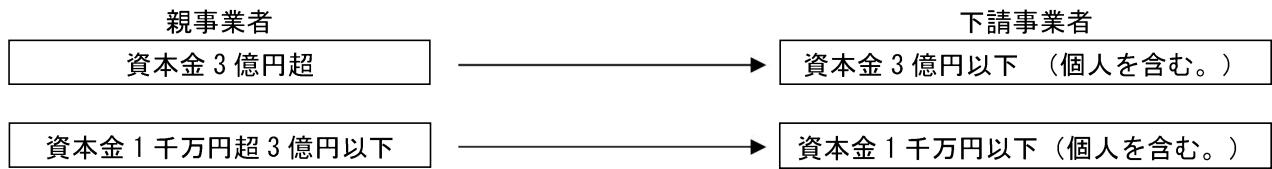
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

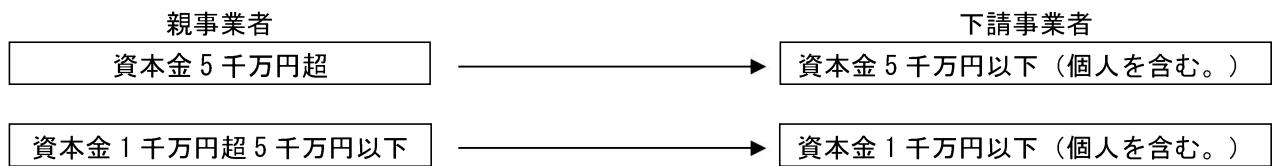
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 （略）
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付

に係る物を引き取らせること。

五～七 (略)

2 (略)

(遅延利息)

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(勧告)

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 (略)